

## 令和6年度第1回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の概要

### 1 開催日時

令和6年7月25日（木）午後2時から午後4時まで

### 2 開催場所

岩手県公会堂 26号室

### 3 出席者

#### (1) 委員（7名出席）

望月 敦允 委員長、阿部 瑛子 委員、田村 賢一 委員、松林 由里子 委員、役重 眞喜子 委員、吉田 敏恵 委員、雷 哲也 委員

#### (2) 県側出席者

（出納局）滝山会計管理者兼出納局長、高橋副局長兼総務課総括課長、千葉特命参事兼入札課長  
（県土整備部）田家建設技術振興課技術企画指導課長  
ほか抽出工事説明職員

### 4 開会

事務局から開会を宣言し、委員7名全員が出席しており会議が成立することを報告した。

### 5 挨拶

（滝山会計管理者兼出納局長）

4月から出納局長を務めております 滝山 と申します。どうぞよろしくお願いたします。委員会の開催にあたり、一言御挨拶させていただきます。

委員の皆様には、日頃から県営建設工事入札の適正化に御尽力いただき感謝申し上げます。若干、近年の県営建設工事や入札の状況についてお話しさせていただきますと、まず、震災復旧・復興工事が概ね完了したことを受けて、令和5年度第2回委員会から、復旧・復興工事とそれ以外の工事との区分けを無くし、平常時の取扱いに戻しております。

また、入札不調の発生割合につきましては、平成25年度の21.4%をピークに減少傾向にあり、令和5年度は5.2%と低い割合となっております。これは、発注件数の減少が要因と考えられますが、これに伴いまして、一方ではダンピングの発生が懸念されておりました。そこで、県では、令和3年度以降、総合評価落札方式の適用工事の拡大や価格評価点の打切り調整など、ダンピング防止対策の強化に取り組んできました。その結果、低入札落札の発生割合は、令和2年度の27.4%から令和3年度は17.9%となり、以降3年連続で20%を下回って推移してきているという状況となっております。今後とも入札動向を注視し、関係部局等と連携しながら、適正な制度の運用に努めていきたいと考えております。

結びになりますが、委員の皆様のお見聞を、今後の取組に活かして参りたいと存じますので、本日

は忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

## 6 議事

(1) 県営建設工事に係る入札及び契約手続の運用状況等について

(事務局から説明)

ア 入札方式別発注工事の状況について(資料No. 1～4)

イ 指名停止等の措置状況について(資料No. 5)

[質疑等]

【田村委員】

資料のNo.5-1の指名停止の業者で、水道管を破損させてその事実を隠蔽してあるのですが、水道管破損したら断水とか漏水による水圧の低下があると思うので、隠蔽してできないと思うのですが、どうやって隠蔽したのでしょうかね。

(事務局)

工事施工時に管を破損した場合には、発注者である県に報告することになっております。その報告を行わないまま自分たちで勝手に補修工事を行ったというものになります。

【田村委員】

破損させたけど、漏水とか水圧の低下とかの実害がない状態だったってということなのですかね。

(事務局)

実害はあったかと思えますけれども、事故報告が行われていなかったものです。

【田村委員】

事実関係がよく理解できないのですが、それに関しては重要なことではないので、この件に関してはこれでもう結構です。

【松林委員】

今の件に関してですが、注意の業者の場合は、同じ水道管破損ですがこちらは報告が適正に行われていたのでは、注意となったということでしょうか。指名停止の業者も本来であれば、注意の業者のようになるものだったと考えてよろしいのでしょうか。

(事務局)

指名停止となった業者につきましては、意図的に県への報告を行わなかったというところがあります。注意となった業者については、県への報告はあり、内規により破損して影響があった戸数により注意となるかの区分がございます。

【役重委員】

先程の説明の中で、医療局の発注工事の中で宮古病院建築工事の不落という話がありましたが、差し支えない範囲でいいので、どういった状況・原因が考えられていて、どのような対応を予定されているのかをお聞きしたいと思います。

(医療局)

今回の付帯設備の改修工事の落札状況ですけれども、建築工事につきましては、労働費とか物価高騰の原因があって、最初の入札については、予定価格を超える入札となったものと考えておまして、その後の2回目の入札については、そういった物価高騰等の要因を見直しまして、改めて契約予定価格を増額して対応したものではありませんけれども、そうした中でも参加者がなかったということにな

ります。参加者がなかったことについては、業者側のその時の受注の状況とか、体制とかいろいろな情報があるかと思しますので、なかなか判断するのは難しいのですが、今の我々の状況としては、業界団体等とヒアリングをしてどこか参加できる形に持っていけないかというところを検討している状況でございます。

**【役重委員】**

わかりました。どうしても調整つかない場合には、また条件の範囲を変えていくということもあるのかもしれないのですが、調整を期待したいと思います。ありがとうございます。

**【望月委員長】**

他にご質問ありますでしょうか。

私の方から1点だけ。最近の低入札の発生状況なんですけれども、例えばここ5年ぐらいで見れば、減っている、平行移動みたいな形になってきますか。

(事務局)

低入札落札の状況ということでよろしいでしょうか。

**【望月委員長】**

はい、低入札落札の状況でした。

(事務局)

低入札落札の発生状況を数値で申し上げますと、平成元年度では25%、令和2年度27.4%、令和3年度17.9%、令和4年度19.5%、令和5年度19.2%。

令和3年度に低入札、ダンピング対策を強化したことによりまして、それまで20%台であったものが10%台に下がったという状況でございます。

**【望月委員長】**

非常に良く分かりました。

(2) 抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について

**【望月委員長】**

議事(2)抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等についての審議を行います。

審議の対象となる工事について、今回は雷委員に抽出していただいておりますので、雷委員から御報告お願いいたします。

ア 抽出工事一覧表(資料No.6)

**【雷委員】**

それではご報告させていただきます。

事務局からの資料を基に、6月14日に対象工事の抽出を行いました。

抽出した工事は、それぞれ資料No.2から資料No.4までの工事のうちから選定し、条件付一般競争入札の予定価格1億円以上から2件、同じく予定価格1億円未満から1件、随意契約から1件としました。

抽出にあたりましては、予定価格が比較的大きく、落札率が高い、あるいは低いものの中から、総合評価落札方式、価格方式、工事業種のバランスを考慮し抽出しました。

以上によりまして、お手元の資料No.6のとおり、4件の工事を抽出しましたので、報告します。

※以下、抽出工事に係る案件について審議

(担当部局から説明)

イ 岩手県立宮古病院付帯設備改修（空調設備）工事（資料 No. 7）

【質疑等】

【田村委員】

まず病院の空調関係の管工事ですけども、なぜこの工事が必要になったのかということと、それから工事に関して、単価面で例えば、管のメートル単価が他の工事に比べてどうかとか、あるいは全国平均と比べてどうかとか、そういったデータはお持ちなのかというところの2点お願いします。

(事務局)

まず1点目、工事を行った理由につきましては、宮古病院は平成4年度に、新築をしております、32年が経過しております。施設の経年劣化が著しいことから、持続的な医療を提供するために、今回発注したということでございます。

続きまして単価についてご説明申し上げます。先ほどご質問のありました、管の単価等についてですけれども、今回の工事で使用しておりますのは本県の工事の設計にあたって、共通的に使用しているいわゆる県単価というものを採用しております。県土整備部で作成した単価になるのですけれども、労務の単価を適用したり資材単価も県で調査したものを反映しております。これについての全国のデータですけれども、施工する数量あたりこのぐらいの人数が必要だろうというのは、国の方で定めがあります。それと、その労務の単価を掛け算して算出するものになるのですけれども、労務の単価は確か各県等公開されていたと思いますので、調査可能だというふうに認識しておりますけれども今手元に持ち合わせがないという状態になります。

【望月委員長】

田村委員、よろしいでしょうか。

【田村委員】

はい。

【吉田委員】

単純な質問なんですけど、7ページの2にあるんですけど、この入札の参加資格の参入見込みが31者あるけれど、結局1者だけが入札に参加ということだったので、なぜそういう状態になるのかっていうのがちょっと素人考えではわからない。31者もありそうなのに、たった1者というのは、例えば、もうこの金額ではなかなかやれない設定があるのか、あるいは、今の物価高とかそういうのもあったり、資材高騰とか、そういう条件が厳し過ぎて、この要件に当てはまるっていうところが、どんどん辞退するという状態なのか、ちょっとその辺りが県の予想でいいのですけれどもこういう状態じゃないかみたいなのが知りたいのですけども。

(医療局)

御質問、今予想ということでお話しいただいたとおります1回、やはりなんというか金額のところ、今回、実際の入札の中でも落札率100%になってるということで、本来競争であれば安く取ろうという金額設定というものもあるかと思うのですが、そこが予定価格と同じ金額を出してきているということは、業者さんにとっては厳しい金額だったのかなということは想像はできるのですけれども、入札参加者が1者ということについては、先ほどもお話ししましたが、業者さん側のその時の体制であったりとか、人員体制であったりとか、受注状況とかによってもやっぱり変わってくる場所がありますので、そこは、当方としても判断は難しいところかなと思っております。

【松林委員】

私もその参入見込み 31 者に対して入札が 1 者であったというところについて伺いたかったんですが、参入見込み 31 者という見込みそのものが、どのような経緯でされたかというのは、私わからないのですが、適切であったかというところが気になってしまいます。本来は競争が行われるべきものと思うのですが、そのような競争が適切に行われるような状況に改善する可能性というのは、今後ございませんでしょうか。

(医療局)

繰り返しにはなってしまいますけれども、入札参加業者、見込業者が少なくなる場合は、要件等の見直し等も含めて、できるだけ多くの業者に参加いただけるような要件設定というのにも検討していかねばならないというのはそのとおりでありまして、今回、その中で、要件を設定した中では 31 者が参加できるということでした。結果としては 1 者になってしまったというのは委員のおっしゃるとおりなのですけれども、やはり参加していただけるかどうかということが、当方でも判断が難しいところというのは、そのとおりでございます。

御指摘のとおり、当方としても、やはり 1 者ではなくて、もっと複数の業者の方に入札に参加していただきたいというのはその通りでございますので、今回の事例も含めて、今後我々ができることがあるのかどうかというのは、検討していかねばならないと思っております。

【松林委員】

参入見込みの 31 者を決める方法自体は変更はされないのですね。考え方によって、もしかしたら 10 者しか見込みがなかったかもしれないとかそういうことはあり得ますか。

(医療局)

参入見込み数については、令和 5・6 年度の県営建設工事入札参加資格者名簿の管設備工事 A 級に登録されている者の中から、工事实績情報システムによって施工実績等を踏まえて算出したということになりますので、この考え方自体の変更は難しいのかというふうに思っています。

【雷委員】

私もこのところが気になって、これだけ管設備についても 20 億以上のこの金額で応募が 1 者というのは何かですね。公共工事は建設会社としても経営的にもすごい大事な工事になるのですけれど、この工事の区分をもう少し小さくして地元の業者でもできるように工事規模を小さくして、5 億円とかそれくらいにして地元だけでやれるような工夫はしたのかなってということが気になります。

なぜかという、今、建設業者は大手ゼネコンとかは大阪万博に結構取られて、みんなそっちの方に行って余裕がないんですね。そこでやはりこういう建築工事となると管工事で 20 億ぐらいなのでこの 5 倍ぐらいの金額になっていたのではないかなと思うのですが、そうするとおそらくゼネコンですよねそれも、スーパーゼネコンというような、そういうレベルになってくるとなかなか今この時期に、入札しても手挙げないだろうなっていうような、そこら辺もあるので、もう少し今この時期に発注するんだったら、何工区かに分けて、工事金額を小さくして、地元でできるような、そういう工夫は考えなかったのかなってというのは、どうなのでしょう。

(医療局)

御指摘のとおりですけれども、結果として 1 者だったということもありますけれども、やはり原則的なやり方をした上で、今回の建築も、実際、参加者がいないというのは、委員おっしゃるとおり、なかなか参加できる状況にないんだなということはそのとおりだと思います。そういった中で、やはり今後我々ができることは、基本的に初めから小さくしてやるかどうかというところの判断はなかなか

難しいのですけれども、スケジュール的なところをしっかりと、入札に参加してくださるところがあまりないということも踏まえて、余裕を持ったスケジュールでそういった対応をしていくということも必要なかなとは考えております。

**【望月委員長】**

ありがとうございます。多くの方が参入できるようにというのが多分委員の共通の思いかと思うので、今後そのような流れが、なかなか状況的に難しい部分あるかもしれませんが、1つ考えていただければなと思う次第です。

時間の関係もありますので次の議題の方に進みたいと思います。

(担当部局から説明)

ウ ヘリコプターテレビ中継システム地上設備更新工事 (資料 No. 8)

**【田村委員】**

ヘリコプターテレビ中継システムっていうのは、具体的にどういう用途で使われているのでしょうか。

災害のときの上空からの撮影で被害状況を見るときかそういうことに使われているのか、あるいは犯罪車両の追跡とかに使われているのか、あと、これ更新工事ですのでもともとはどこの事業者が造ったものなのか、そこを教えていただきたいと思います。

(警察本部)

ヘリコプターテレビ中継システムにつきましては、平成7年度に初めて県内各所に中継所を設けまして、あとはヘリコプターに交換等のテレビカメラを搭載して、システムを構築したものであります。

その後、平成23年、震災の年ですけれども、当初、アナログ方式で設置したものを、今度はデジタル化ということで、アナログとデジタル、両方使えるように平成23年に工事を行いました。このシステムでは、災害現場にヘリコプターが駆けつけまして、現場の状況を警察本部に送信して、その後、災害等であれば、県庁にも映像転送して情報共有を図って対策を講じることで大きな成果を上げているところであります。

このほか、委員おっしゃるとおり、逃走車両の追跡ですとか、そういったことにも活用しております。近年の主な活動事例を申しますと、令和4年1月のトンガ沖海底火山噴火に係る津波警報発令に伴う沿岸の警戒、令和4年3月には岸田総理大臣来県に伴う警護、令和5年4月の雫石町山林火災、令和5年6月の天皇皇后両陛下、全国植樹祭御臨場に伴う警備、今年に入りまして、1月には、外国人万引き逃走車両の捜索等に活用しております。

最初の工事の業者は、NECが担当しております。以上です。

**【望月委員長】**

他に何かご質問等ありますでしょうか。

**【役重委員】**

こちらの非公表資料で先ほど技術評価点というのを御説明いただいたのですけれども、技術評価点は配点が10点という中で結果的に●点という結果で、あまり高くないのかなっていうのが気になったのですけれども、工種とかにもよると思うのですが、大体こういう平均的な、気にならない程度ということでよろしいのでしょうかということと、先ほど聞き漏らしたかもしれませんが、過大申告があったために点数調整があったというようなこともあったかと思うのですけれども、その辺も含めて、心配

はないのかなというところだけ確認させていただきたいと思います。

(事務局)

過大申告の関係ですが、資料 8-2-3 をご覧いただくと、右端に評価点、真ん中に申請点がございませぬ。申請点は入札参加業者が自己申告してきているもので、評価点は開札後審査の際に提出書類を確認し点数をつけるもので、その際に錯誤があったものについて零点とされたものです。

総合評価点は 10 点で簡易 2 型であれば 15 点となります。価格評価点は金額が低くなれば点数が高くなるものですが、調査基準価格を下回ってしまうと一定の値になるというもので、価格点の上限がほしい 10 点位で技術評価点との組み合わせで設定しているものです。

【役重委員】

組み合わせであるということはもちろん承知してはるのですが極端な話、技術評価点が例えば零点に近いとかでも、お値段さえ安ければ大丈夫なのですねっていう、そういう趣旨でございました。

あと過誤で引かれてるのもわかるのですがそこは、単なる錯誤ということで、意図的な過大申告とか、そういうことはないのかということの確認でした。

(事務局)

自己申告点については、客観的な資料を基にしっかり確認しながら、点数を確認しているものです。

【吉田委員】

今日配られたその 8-2-1 を見ると、●業者と●業者の違いのところ、施工経験があるかないかの●ポイントこれは自己申告ですけども、そこがすごく大きく点数に関与をしてるのですよね、そうになると、施工経験っていうのは、もうどうにもならない話でして、そうすると盛岡市にある●業者はずっとないままなので、こういう競争には参入しても無理みたいになるのか、ちょっとそこが疑問でした。実際は施工能力としては、それなりにあるけれども、その施工経験のところのポイントが、大きいので、確かに経験があるところに頼みたいというのもあるのだけど、今度はそうすると新たな業者の参入、そうでなくても参入業者が少ない中では、これが障害になるんだろうかどうなんだろう、いや私は入れて欲しいという意味で意見を言っているのではないのですけど、その割合が結構高いことが、ちょっとマイナスになりませんか。その辺の見解だけを聞きたいです。

(事務局)

配置予定の技術者の施工経験の点数になりますが、各業者においてどの技術者を配置してくるかはそれぞれの判断となると思います。施工経験がある技術者が配置可能であればそういった技術者で総合評価の資料を提出してくると思いますが、別の工事に従事しているなどの理由で、施工経験のない技術者で資料提出してくるということになると思います。その点数のところ、差をつけるところがないと、評価点の差がつかなくなるということになります。

【望月委員長】

案件によっても色々リスクの高い案件であったり、誰でもできそうな案件とかいろいろあると思いますから、そういったものを踏まえて事案ごとに適正な数値っていうのを県としては検討していると、そのように理解してよろしいでしょうか。

その他、質問ありますか。

【松林委員】

私も技術提案評価項目、本日回収の資料で、8-2-1 に載っているところについて質問させていただきたいのですが、地域精通度等という項目がありますが先ほどの県立宮古病院の件もそうだったと思うのですが、こちらの項目が雇用対策以外は●点ということで、土木工事系の建設業者さんだこの

災害活動とか、無償奉仕活動がやりやすいというところがあるのかなと私は思ってまして、除雪なども含めてあと災害時の道路啓開とか、今回対象というか、今回ヘリコプターテレビ中継システムとか県立宮古病院の施工を行う業者さんにとってはこちらが地域精通度として図られるには、ちょっと参加しづらい状況なのではないかと思ひましてこちらの配点が結構大きいと、全体として技術提案評価項目の点数が、低く見積もられることになるのかなと感じたのですが、先ほど役重委員がおっしゃっていたような結局、入札の価格評価点が、割合として大きく評価される結果に繋がるのかなと思ひたんですが、この地域精通度は、いずれの業者にとっても公平に参加できるようなものというふうに検討されてる、もちろんそのように検討されて決められてると思うんですが、その辺について伺えればと思ひます。

(事務局)

委員おっしゃるとおり、地域精通度は土木工事系の建設業者に点数が高くつく傾向があるというのはそのとおりです。点数の配分につきましては、建設業者との地域懇談会とかの中で意見交換をしながら、県としても情報収集して、必要な見直し等があれば検討しているものです。

【望月委員長】

先ほどの雷委員の話でもありましたけれども、地域の方々ができるだけ多く参入できたらいいというのは本当に委員会の思いだと思いますので、今後もいろいろと大変かと思ひますが、よろしく願ひいたします。

時間の都合がありますので、次の議題の方に進ませていただきます。

(担当部局から説明)

エ 経営体育成基盤整備事業山内地区第9号工事 (資料No. 9)

【質疑等】

【阿部委員】

9-1の入札参加資格設定の経緯及び理由の部分ですが、過年度に発注した本地区のほ場整備工事において2度の入札不調が発生しているということで、今回の工事の説明を見ますと、技術的難易度が低いですとか、非常に参入のしやすい工事なのかなと一見見受けられるんですけども、この入札不調の要因といいますかそういった辺りがあれば教えていただきたいです。

(二戸・農村整備室)

入札不調の要因としましては、まずは工期的な制約、やはり冬場工事ができないといった制約があって、不調になった工事は少し大きめの設定をしてましたので、やはり工期が厳しかったというところが1点ございます。

あとは、中山間の小さなほ場整備といいますか、かなり機械の効率が悪いといったところも、前回もございまして、その辺は単価の見直し等を行って、是正したという経緯がございまして。

【田村委員】

まず基本的にこの工事は必要だったのか、県の方向性としては、農地を集約化して効率化していく方向にあったのかなと記憶があるのですが、こういった中山間を整備して残す意味は、どういったところにあるのかということ、あと広さが1.11ヘクタールということはイメージ的には120メートル四方ぐらいの大きさというイメージですけども、それで得られる付加価値と工事に掛かる5,100万円、これ採算がとれる工事なのかどうか。そこを教えていただきたいんですけど。

(二戸・農村整備室)



工事の必要性でございます。特に二戸地域、県北地域、全県的にですけれどもやはり担い手不足と言った形で、土地はあるけれどもやる人がいないですとか、あとは、効率よく大きい機械でやりたいと言ってもその地形が対応してないといった、これらの解消のための区画整理という位置付けになっております。出来たほ場整備、作りっ放しではなくてあとはそれを地域でどのように営農していくか、若い人に農地を集めて効率よい農業してもらおうといった営農の取組も、ここはセットで事業化しているという形になっております。

あと、面積的などところでございます。平場のところでありますと、かなり大きい区画で大々的にできるのですけれども、現況、工事前の区画が大体1区画500平米から1,000平米ぐらいのもともと小さい区画を今回標準として2,000平米区画の3枚から4枚をまとめてという規模感でございます。道路とセットで整備することによりまして、大きい機械を入れたりですとか、その辺の問題が解消されるという内容でございます。

**【田村委員】**

私が質問したのは5,100万円の工事費をかけて整備して、そこから得る付加価値は、この5,100万円を上回る効果があるのかどうかということを知りたいのであって、それに対する答えが全くないのですがそれはどうなってますか。

(二戸・農村整備室)

経済効果の算定につきましても行っております。こちらの区画を大きくすることによっての利便性、収穫量の増あとは運搬やそういった経費の節減、それらに対して事業費B/C効果を算定しております、1以上あるという地区で事業を実施しております。

**【田村委員】**

いわゆる経済効果が幾らになるのですかという質問に対して、幾らですということで、金額でお答えください。

(二戸・農村整備室)

経済効果としましては、作物の生産効果で3億3,900万円、営農経費節減効果で7億400万円、事業実施した便益の総数としては、10億3,000万円に対して総費用として、8億1,000万円ということで、費用対効果としましては、1.26(126%)という計画でございます。

**【望月委員長】**

ちょっと時間が押しているところもあり、お金のことの関係で費用対効果があるかっていうのは、僕も田村委員おっしゃるところすごくわかることでありまして、農業の関係では昨今の情勢からすると非常に厳しいジャンルかと思えますから、整備だけが独り歩きするっていうことになってしまうと、実績のある数字に多分なっていないと思うんですね。

どうやって農業で成果を上げようと思えば担い手とかも必要になってきますし、先ほど営農とセットという話ありましたけれども、そういう全体的な制度として、どうやって収益を上げるのかということを入札の段階から考えていただけたらいいのかなと思う次第です。

時間押してて、次の事案に進ませてもらいたいと思うんですが、他に何かありますか。よろしいですか。

(担当部局から説明)

オ 鷹生ダム高圧受配電設備更新工事 (資料 No. 10)

[質疑等]

【田村委員】

工事の内容からして随契はやむを得ないかなとは思いました。ただ、随契をするときにこの価格はこちらの設定価格と向こうの言い値といいますか、それとほぼ決まってしまうのが、こちら工事をしている●業者さんの2023年3月期の最終決算ですと最終利益率6%ぐらいあるので、もうちょっと値引いてもらうとか、そういった交渉はされなかったのでしょうか。そこを教えてください。

(大船渡土木センター)

値引きをしないのかという御質問でしょうか。値引き交渉を私はちょっとその場にいたわけではないんですがおそらくやらないと思います。

【田村委員】

できれば税金を使つての事業なので少しでも安くというふうな意識を働かせていただけるといいかなとは思いますが、そういう意識はないということですね。

(大船渡土木センター)

ないという意識はないです。積算の構成としまして、県の標準積算基準、あとは諸経費に関しましては、その基準にのっとり積算をしております。ただ、委員おっしゃるとおり、機器費とか、そういったものに関してはどうしても見積もりという形に頼らざるを得ません。あとは労務費に関しても、県の標準積算単価を使用しております。ということで、まずなるべく標準化できるところは積算の上で標準化した上で、適正に積算をしていると私たちは判断しております。

【田村委員】

民間の意識からいくと契約するにあたっては、少しでもコストを安くという意識は働くんですが、そういう意識がないということであればそこはもう意識の問題でしかないかなというふうには思いません。

【望月委員長】

その他に質問等ありますでしょうか。

【松林委員】

聞き間違いでなければ20年前にこちらを設置されたのがこの業者さんだったということなのですね。

(大船渡土木センター)

そのとおりです。

【松林委員】

そのあとのメンテナンスとかもこちらの業者さんが行われているのでしょうか。

(大船渡土木センター)

そのとおりです。点検とか、小規模な不具合とか、そういうときもメーカーさんをお願いしてというのが実態でございます。

【松林委員】

更新工事まで面倒見ていただいているという形。わかりましたありがとうございます。

通常のメンテナンスに関しては随意契約の理由には入らないのですね。

(大船渡土木センター)

これまでもメンテナンスをした実績があるということも理由に盛り込まれてもいいのではないかなということでしょうか。

【松林委員】

基準にはそちらは含まれないのかということです。

(大船渡土木センター)

含まれていると私は思っております。こちら、機器に付随しているということと、完了設備の設置者でもあることから、設備全体の総合連携も熟知しているというところがそれに該当するのかなというふうに思っております。

【雷委員】

ちょっと質問というか、これは私の意見なのですが、今回のこの●業者に随意契約っていうのはわかるのですが、キュービクル改修っていうのは、普通はどんな業者でも電機業者さんであれば入札に参加する工事ですよね。仮にこの●業者が倒産したら、この公共施設はどうなるのですかということになるのです。随意契約はいいのですが、2者ないし3者ぐらいで、この技術を継承していくようにしていかないと、仮にこの会社がおかしくなった場合に、このシステムが誰も触れられなくなるとなると、全て更新しないと機能できなくなると思います。

それと改修の際には、やはり標準的な設計をするべきだと思います、どんな電機業者さんが入っても、維持管理できるように、それを改修する段階で、徐々に標準的にしていくということが、今後公共施設では必要なんじゃないかなと思いました。これは意見です。

【望月委員長】

今の雷委員の話にかぶせさせてもらって、僕もちょっと思ってたところでして、前々から随意契約ずっと気になってるんですけども先ほどの田村委員のお話とも若干関係してくるかと思うのですが、結局随意契約で単一でやるから、価格の問題とかそういうところも出てきてしまって、高額になってるんじゃないかという話になってくると思うんですよ。

業者に圧をかけて業者に不当な不利益が生じること自体は、この委員会として望むところではないですから、不当な値引きを求めるという趣旨とはまた変わってくると思うのですが、競争が生じて、その上で、適正な金額が算出されるとすれば、誰も異論を挟まないところだと思いますので、先ほど雷委員おっしゃったようにいろいろな、キュービクルは僕も何回かちょっと扱ったことがあったかなという気がしなくもなくて、そこまで限定的だったかというようなところが、その専門家でもなくて申し訳ないですけども、ないわけではないのかなという気もしますので、いろいろこうできるだけ競争が生まれるような制度設計というのを意識していただけるとよろしいんじゃないかなと思う次第です。

(大船渡土木センター)

委員の御意見、私も同じ考えでございます。私も幾つかこのような設備を担当したことがありまして、常に突き当たる壁でございます。誰がいじっても直せる設備というのが一番望ましいので、今後全面更新の段階にやはりそういう業者の指導というか、業者にオファーするということをやってもいいのかなと思っております。ありがとうございます。

【望月委員長】

その他に質問等ありますでしょうか。時間的に厳しくなっておりますので次に進みます。

(3) 県営建設工事に係る入札の取りやめの状況及び落札率について

(事務局から説明)

ア 入札の取りやめ状況について (資料 No. 11)

【質疑等なし】

#### 4 その他

（事務局）

望月委員長には、長時間にわたり議事を進行いただき、ありがとうございました。

4の「その他」でございますが、次回の委員会の日程等についてでございます。

当委員会は、委員会運営規程により、原則として6か月に1回、年2回開催することを基本としております。従いまして、次回開催は、12月から1月での開催予定となりますことを御了承いただきたいと存じます。

また、審議対象工事を抽出する委員は、委員会事務処理要領により、お名前の50音順による輪番制としておりますが、次回の工事審議案件の抽出を阿部委員にお願いすることとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは最後に、高橋 出納局副局長より一言申し上げます。

（高橋副局長兼総務課総括課長）

本日は長時間にわたり御審議をいただき大変ありがとうございました。様々な御意見を頂きました。抽出工事案件について、より多くの業者に参入の機会が与えられるよう、工区を分けるなどの発注の工夫、あるいは、総合評価落札方式の技術提案評価項目についての御意見、また、別な視点ではありますが、ほ場整備における事業費と経済効果についての御意見、最後に出ました随契の場合での見積合せにおいて競争が生まれるような方法の検討など、御意見を頂きました。

頂きました御意見につきましては、今後の入札契約事務に活かしていけるよう、庁内各部局にしっかりと情報共有して参りたいと思います。

#### 5 閉会

（事務局）

以上をもちまして、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の一切を終了いたします。

ありがとうございました。